

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

対象事業名	《生活交通事業（自家用マイクロバス有償貸渡）》別紙2-1関係
これまでの調整状況	平成23年9月27日 長岡市中山間地域自立促進協議会において、「道路運送法第80条第1項の規定に基づく自家用自動車の有償貸渡しの許可において、道路運送法第78条第2号に基づく過疎地有償運送を行う者が、当該運送の用に供するマイクロバスの貸渡しを行う場合に限り、他車種での貸渡経営実績を有していなくてもマイクロバスの貸渡しを可能とする要件の緩和をする。」旨の提案を行うことを合意した。
特定する方法	総合特区内において過疎地有償運送を行う者を対象とする。
今後の予定	総合特区内において過疎地有償運送を行う者があれば随時対象とする。